

**YOSHIKAWA INTERNATIONAL PATENT OFFICE**

Osaka Kyobashi Building 4F, 1-20-5, Higashinoda-cho,

Miyakojima-ku Osaka 534-0024 JAPAN

TELEPHONE: +81-6-6356-8885

FACSIMILE: +81-6-6356-8883

\*\*\*NEW E-mail: [yoshikawa@e-patent.jp](mailto:yoshikawa@e-patent.jp)

Via Airmail

August 10, 2022

**Patentanwaltsbüro Dr. Urs Falk**

Eichholzweg 9A

CH-6312 Steinhausen

Switzerland

Tel: +41 41 740 1136

Fax: +41 41 740 1156

Re: Patent Application in Japan based on **PCT/EP2018/052090**

Application No.: **2019-528056**

Registrant: CLEAN AIR ENTERPRISE AG

Title: CONTROL ELECTRONICS FOR MULTIPLE ELECTRIC FILTERS

Your Ref.: P570JPw

Our Ref.: 21230-CH

Dear Sirs,

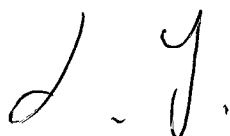
Please find enclosed the certificate of registration of the above-mentioned patent application, as well as the official receipt for the annuity for 3 years (including registration fee).

-Filing Date:	<b>January 29, 2018</b>
-Application No.:	<b>2019-528056</b>
-Registration Date:	<b>July 11, 2022</b>
-Registration No.:	<b>7103666</b>
-Next Maintenance fee due on:	<b>July 11, 2025</b>

\* The term of this patent is from the date of its filing until **January 29, 2038**. The maintenance fee should be paid every year during the term of patent. If we pass the due date of the payment, it is possible to pay the fee for 6 months after the due date with double the amount.

Thank you very much for your cooperation in this case.

With best regards,



Toshio Yoshikawa

Yoshikawa International Patent Office

特許証送付先

住所

〒534-0024

大阪府大阪市都島区東野田町1-20-5

氏名

吉川 俊雄

様

特許権設定登録通知書

許番号 第7103666号

録日 令和4年7月11日

願番号 特願2019-528056

願日 平成30年1月29日

求項の数 5

付年分 第3年分まで

領金額 5,790円

領日 令和4年6月30日

許料軽減申請により、特許料を軽減しました。

重要

特許料の納付について

特許料納付期限日

・特許権を維持するには、存続期間の満了（特許出願の日から20年）までの各年について所定の特許料の納付が必要です。

なお、**第4年以降の納付に関しては、特許庁から納付についての通知は送付いたしませんので、納付期限の管理はご自身でお願いします。**※

この通知を保管し、右側の特許料納付期限日の表で納付期限を確認してください。（自動納付制度もありますので、特許庁ホームページを参照してください。）  
・第4年以降の各年分の特許料は、登録日の翌日（起算日として、納付済年分の満了日（以下「納付期限日」という））までに、次の年分の特許料を納付する必要があります。  
・納付期限日までに納付できなかったときは、その期間の経過後6ヶ月以内であれば特許料を追納することができます。

・追納する場合は、納付すべき特許料のほか、その特許料と同額の割増特許料が必要です。  
・追納できる期間内に納付しないときは、その特許権は、納付期限日にさかのぼって消滅したものとみなされます。  
・特許料納付書の様式及び特許料の額については、以下を参照してください。

特許庁ホームページ  
<https://www.jpo.go.jp/index.html>

※【重要】特許（登録）料等の納付期限日を忘れたいために電子メールにて納付期限が近づいたことをお知らせするサービスがあります。利用については、以下を参照ください。  
『特許（登録）料支払期限通知サービスについて』  
[https://www.jpo.go.jp/system/process/toroku/kigen\\_tsuchi\\_service.html](https://www.jpo.go.jp/system/process/toroku/kigen_tsuchi_service.html)

納付年分	納付期限日
第4年分	令和7年(2025年)7月11日
第5年分	令和8年(2026年)7月11日
第6年分	令和9年(2027年)7月11日
第7年分	令和10年(2028年)7月11日
第8年分	令和11年(2029年)7月11日
第9年分	令和12年(2030年)7月11日
第10年分	令和13年(2031年)7月11日
第11年分	令和14年(2032年)7月11日
第12年分	令和15年(2033年)7月11日
第13年分	令和16年(2034年)7月11日
第14年分	令和17年(2035年)7月11日
第15年分	令和18年(2036年)7月11日
第16年分	令和19年(2037年)7月11日

(注) 納付期限日が行政機関の休日にあたるときは、その日の翌日が期間の末日となります。

問い合わせ先 審査業務課登録室  
電話 03(3581)1101 (代表)  
特許担当 内線 2708